

## 会 議 錄

会議の名称		令和7年度つくば市胃内視鏡検診運営委員会		
開催日時		令和7年(2025年)11月19日 開会19:00 閉会19:15		
開催場所		つくば市役所2階 202会議室		
事務局(担当課)		保健部健康増進課		
出席者	委員	柴原 健 委員(委員長)、杉山 弘明委員、小川 健委員、池澤和人委員、青柳 啓之委員、鈴木 英雄委員、田村 孝史委員、賀古 毅委員、奈良坂 俊明委員		
	その他			
	事務局	木本次長兼課長、小池係長、秋田主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃内視鏡検診実施報告について</li> <li>・令和8年度協力医療機関について</li> <li>・胃内視鏡検診クラウドシステムの導入について</li> </ul>		
会議録署名人		小川 健、杉山 弘明	確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 次長挨拶 3 議事 (1) 報告事項 (2) 協議事項 4 その他 5 閉会			

発言者	<p>&lt;審議内容&gt;</p> <p>1 開会</p> <p>2 次長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1)報告事項</p> <p>胃内視鏡検診実施報告について</p> <p>【資料1】に基づき、胃内視鏡検診実績について事務局より説明。</p> <p>委員長 検診数について、1,300 件程度で伸びが止まっている現状あり。生検率についても目標値より高い状況がある。</p> <p>バリウムは 40 歳から受診できるため、対象者が違うという点はあるが、内視鏡はバリウムに追いついていないという現状である。</p> <p>内視鏡検診の受診者増加にむけ、普及啓発の検討が必要だと考える。</p> <p>(2)協議事項</p> <p>令和8年度 新規協力医療機関について</p> <p>事務局 【資料 2】に基づき、次年度協力医療機関について事務局より説明。</p> <p>委員長 何かご意見はありますでしょうか。</p> <p>委員 異議なし</p> <p>委員長 来年度の市の予算の関係で、端末が設置可能であれば、という条件付き</p>
-----	---

	<p>にはなるが承認とする。合わせて茨城県への検診登録医療機関申請も事務局に依頼する。</p>
	<p><b>4 その他</b></p> <p><b>胃内視鏡検診クラウドシステムの導入について</b></p>
事務局	<p>内視鏡検診クラウドシステムの導入については、令和8年度からの導入に向けて調整を進めている。今後のスケジュールとしては、11月から1月にかけてマニュアル等を作成し、1月に協力医療機関向けの説明会を実施し。その前後で端末の設置作業を進めていくことを予定している。</p> <p>今後、読影委員会を中心に導入に向け作業を進めていただく予定であるので、協力をお願いしたい。</p>
委員長	<p>運営委員会所属の委員の皆様は、1月の説明会は参加不要の場合もあるため、出欠については各自ご判断いただきたい。</p>
	<p><b>5 閉会</b></p>

令和7年度つくば市胃内視鏡検診運営委員会 次第

日時:令和7年11月19日(水) 19時から19時20分まで

場所:つくば市役所 2階 202会議室

1 開会

2 課長挨拶

3 議事

(1)報告事項

胃内視鏡検診実施報告について【資料1】

(2)協議事項

令和8年度 新規協力医療機関について【資料2】

4 その他

胃内視鏡検診クラウドシステムの導入について

5 閉会

〈資料一覧〉

【資料1】胃内視鏡検診実施報告

【資料2】令和8年度新規協力医療機関について

【参考資料1】胃内視鏡検診運営委員会委員名簿

【参考資料2】つくば市胃内視鏡検診運営委員会設置要項

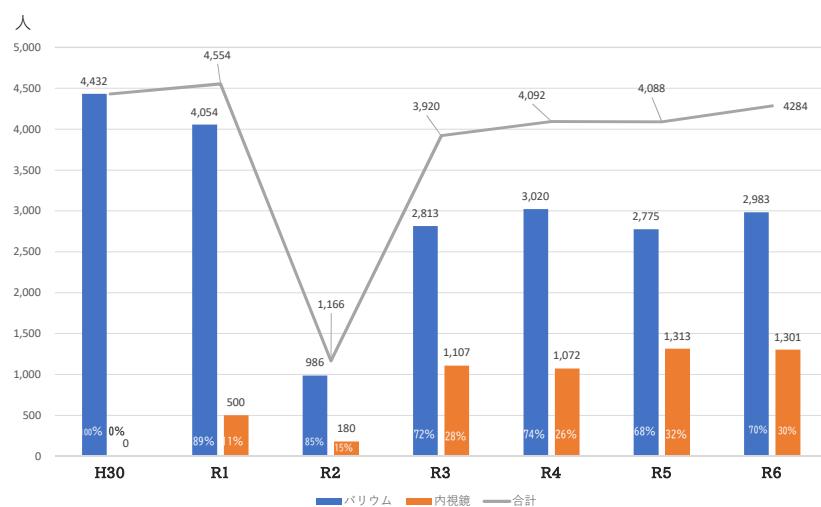
# 胃内視鏡検診実施報告

令和7年11月19日

つくば市保健部  
健康増進課成人保健係

1

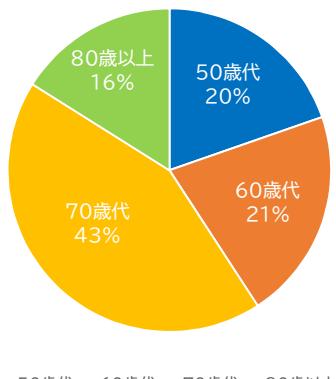
## 平成30年度-令和6年度 受診者数の推移 バリウム内視鏡比



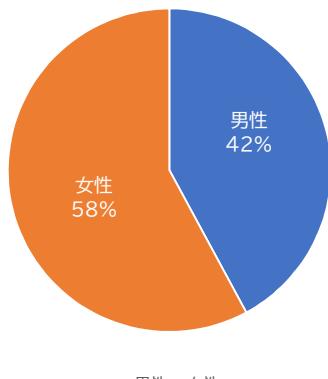
2

## 令和6年度胃内視鏡検診実施報告

胃内視鏡検診受診者 年代別



胃内視鏡検診受診者 男女別



3

## 令和6年度胃内視鏡検診結果報告

○生検者数 202件

【年代内訳】

50歳代:34件、60歳代:44件、70歳代:98件、80歳以上:26件

【性別内訳】

男性88件・女性114件

【生検率】 15.5% (1,301件中202件)

○胃がん疑い・胃がん・その他の悪性病変:24件

【年代内訳】

50歳代:0件、60歳代:5件、70歳代:15件、80歳以上:4件

【性別内訳】

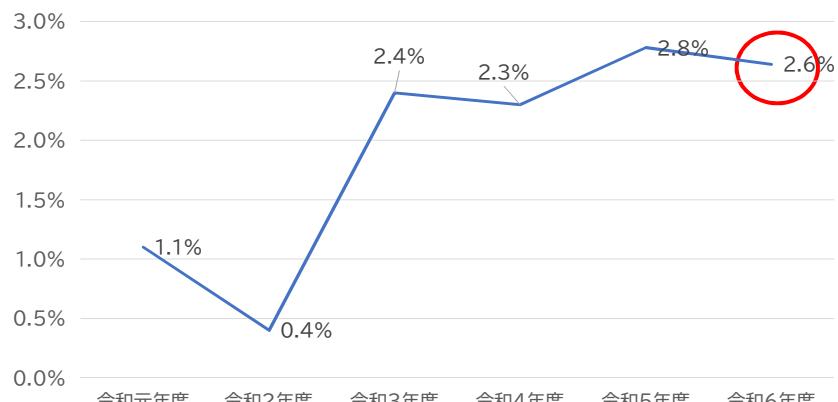
男性15件・女性9件

○胃がん発見数:6件 がん発見率:0.46% [精密検査の結果胃がん/受診者数]

生検	G1	G2	G3	G4	G5
R6	184	4	6	2	6

4

## 内視鏡検診受診率の推移



## 令和 8 年度協力医療機関について

令和 8 年度の協力医療機関として申請のあった医療機関について、調査結果を報告します。

○医療機関名 こまつ内科クリニック  
○所在地 つくば市上横場 1178-1  
○TEL 029-838-2400  
○医師氏名 小松 義希

- (1) つくば市医師会会員であること及び運営委員会で認定されたつくば市内の病院に勤務している事
- (2) 読影委員会によって定められた「つくば市胃がん内視鏡検診実施マニュアル(医療機関用)」に従い、内視鏡検査が行えること
- (3) 内視鏡写真をデジタル画像として提出可能であること
- (4) 二次読影会に参加できること
- (5) つくば市医師会胃内視鏡検診読影委員会が主催する研修会に参加できること
- (6) 自動洗浄消毒器を利用していること
- (7) 医療事故賠償保険に加入していること
- (8) 茨城県から胃がん検診登録検診機関(胃内視鏡検査医療機関)として承認されていること。または承認される予定であること。
- (9) 日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師
- (10) 診療、検診に関わらず概ね年間 100 件以上の胃内視鏡検査を実施している医師
- (11) つくば市胃内視鏡検診運営委員会により、(9)または(10)の条件を満たす医師と同等の経験、技量を有すると認定された医師

申請のあった 1 医療機関について、上記の(1)から(8)の全てを満たし、かつ(9)から(11)のうち一つ以上の条件を満たしていることを確認し、つくば市胃内視鏡検診が実施可能な医療機関と認めます。

令和7年 11 月 日 つくば市胃内視鏡検診運営委員会委員長 柴原 健

## つくば市胃内視鏡検診運営委員会委員名簿

No	氏名	所属
1	成島 淨	成島クリニック
2	柴原 健	柴原医院
3	杉山 弘明	すぎやま内科皮フ科クリニック
4	小川 健	おがわ内科
5	池澤 和人	筑波記念病院
6	青柳 啓之	つくば双愛病院
7	池野 美恵子	池野医院
8	鈴木 英雄	つくば消化器・内視鏡クリニック
9	杉谷 武彦	杉谷メディカルクリニック
10	田村 孝史	筑波胃腸病院
11	賀古 肇	筑波中央病院
12	奈良坂 俊明	筑波大学附属病院

委嘱期間:令和6年(2024年)1月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

## つくば市胃内視鏡検診運営委員会設置要項

### (趣旨)

第1条 つくば市が市民を対象に実施する胃がん検診において、胃内視鏡検診（以下「検診」という。）の適正かつ効果的な運営を図るため、胃内視鏡検診運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 検診の対象者及び実施方法に関すること。
- (2) 検診機関において検診に従事する検査医の認定に関すること。
- (3) 偶発症（検査に伴い偶発的に起きる症状をいう。）に関する調査及び対策に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる医師で市長が選任した者 10 人程度をもって構成する。

- (1) 一般社団法人 つくば市医師会に属する医師
- (2) 筑波大学附属病院に属する医師
- (3) その他市長が必要と認める医師

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会議の議長となる。

### (副委員長)

第6条 委員会に、副委員長を置き、委員長が選任する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は、年 1 回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 会議の開催が困難である場合にあって、出席に代えて書面もしくは Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステム。以下同じ）により決議、意見の聴取等を行うことができるものとする。

(関係者の出席)

第 8 条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求める。説明又は意見を聞くことができる。

(報償等)

第 9 条 つくば市は、委員が委員会のために出席した場合又は出席に代えて書面により会議を開催した際に、決議書、意見書等を提出したとき、もしくは Web 会議システムによる会議に正当にログインした場合は、1 回当たり謝礼として 8,000 円を支払う。

(事務局)

第 10 条 委員会の庶務は、保健部健康増進課において行う。

(補則)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において協議する。

附 則

この要項は、平成 31 年（2019 年）4 月 26 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 1 月 26 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。